

**改正**

平成22年6月24日規程第12号

平成24年3月30日規程第2号

平成27年7月31日規程第10号

(趣旨)

**第1条** この規程は、鹿角市医師修学資金貸与規則（平成20年鹿角市規則第18号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の要望)

**第2条** 修学資金の貸与を希望する者は、修学資金貸与要望書（以下「要望書」という。）を、貸与を希望する前年の9月30日までに市長に提出しなければならない。

2 要望書を提出した者は、市長が指定する日に行う鹿角市医師修学資金貸与希望者面接（以下「面接」という。）を受けなければならない。

3 市長は、面接の結果により、希望者の貸与優先順位を決するものとする。

4 市長は、面接実施後30日以内に、要望書を提出した者に対し、前項の貸与優先順位について通知するものとする。

(貸与の申請)

**第3条** 規則第3条第1項の規定による修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 大学の医学を履修する課程に在学する者であることを証する書類又は入学する予定の大学が発行する合格通知の写し

(2) 規則第3条第4項の規定による貸与月額に同条第5項の規定による入学料その他入学した年度に当該大学に納付する金額に相当する額を加算した金額の貸与を希望する者にあつては、入学初年度に大学に納入すべき金額がわかる書類

(3) 健康診断書

(4) 本人及び連帯保証人の戸籍抄本及び住民票の写し

(5) 本人と生計を同じくする者及び連帯保証人についての市区町村長の発行する所得証明書

(連帯保証人)

**第4条** 規則第4条の規定による連帯保証人は、成年者とする。

(貸与の決定等)

**第5条** 市長は、第3条の規定による申請があつたときは、修学資金を貸与するかどうかを決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(契約書)

**第6条** 市長は、貸与契約を締結しようとするときは、契約書を作成するものとする。

(貸与契約の解除等の通知)

**第7条** 市長は、規則第5条各項の規定により貸与契約を解除し、又は修学資金の貸与を休止し、若しくは保留したときは、その旨を修学生に通知するものとする。

(修学資金借用証書)

**第8条** 修学生及び連帯保証人は、規則第5条第1項の規定により貸与契約が解除され、又は貸与契約の期間が満了したときは、貸与を受けた修学資金について、すみやかに修学資金借用証書を市長に提出しなければならない。

(修学資金返還計画書)

**第9条** 規則第6条第2項各号のいずれかに該当することとなったことにより修学資金を返還しなければならない者は、当該該当することとなった日(同日後直ちに規則第7条第6号の規定による返還債務の履行の猶予又は規則第8条第1項第2号の規定による返還債務の免除を申請した者にあつては、当該申請に対する決定の通知を受けた日)から起算して20日以内に、修学資金返還計画書を市長に提出しなければならない。

2 規則第7条各号に規定する返還債務の猶予事由が消滅し修学資金の返還を開始しなければならない者は、当該猶予事由が消滅した日(同日後直ちに規則第8条第1項第2号の規定による返還債務の免除を申請した者にあつては、当該申請に対する決定の通知を受けた日)から起算して20日以内に、修学資金返還計画書を市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により修学資金返還計画書を提出した者は、返還債務の履行の計画を変更しようとするときは、修学資金返

還計画変更承認申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

(返還の猶予の申請)

**第10条** 規則第7条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書に在学証明書、医師の診断書その他の同条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、返還債務の履行を猶予するかどうかを決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(返還の免除の申請)

**第11条** 規則第8条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書に医師の診断書その他の同条第1項各号又は第2項のいずれかに該当することを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、返還債務を免除するかどうかを決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(期間の計算)

**第12条** 規則第8条第1項第1号又は同項第3号及び同条第2項の医師の業務に従事した期間は、医師の業務に従事することとなった日の属する月から医師の業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。ただし、医師の業務に従事しなくなった日の属する月において再び医師の業務に従事することとなったときは、その月を1月として計算する。

2 前項の規定は、規則第8条第2項の休職又は停職の期間の計算について準用する。この場合において、前項中「医師の業務に従事することとなった」とあるのは「休職又は停職にされた」と、「医師の業務に従事しなくなった」とあるのは「復職した」と読み替えるものとする。

(返還免除額)

**第13条** 規則第8条第2項の規定により返還債務を免除する場合の当該免除する額は、同項の医師の業務に従事した期間を同項の修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間で除して得た数値を返還債務の額に乗じて得た額を基準として定めるものとする。

(学業成績表等の提出)

**第14条** 規則第10条の規定による学業成績表及び健康診断書の提出は、毎年3月31日までに行わなければならない。

(連帯保証人の変更)

**第15条** 被貸与者は、連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他の連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、速やかに新たな連帯保証人を立て、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する場合のほか、被貸与者は、連帯保証人を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(届出)

**第16条** 修学生は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- (3) 停学の処分を受けたとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。
- (5) 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。

2 被貸与者(修学生を除く。)は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 前項第1号又は第5号に掲げる事由
- (2) 医師免許証の交付を受けたとき。
- (3) 市外の医療機関に就職し、又はこれを退職したとき。

3 連帯保証人は、被貸与者が死亡したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(書類の様式)

**第17条** 次の表の左欄に掲げるこの規程の規定に基づく同表の中欄に掲げる書類は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による。

規定条項	書類	様式
第2条	修学資金貸与要望書	様式第1号

第3条	修学資金貸与申請書	様式第2号
第6条	契約書	様式第3号
第8条	修学資金借用証書	様式第4号
第9条第1項	修学資金返還計画書	様式第5号
第9条第3項	修学資金返還計画変更承認申請書	様式第6号
第10条第1項	修学資金返還猶予申請書	様式第7号
第11条第1項	修学資金返還免除申請書	様式第8号
第15条第1項又は第2項	連帯保証人変更届	様式第9号
第16条第1項第1号及び第5号並びに第2項第1号	住所等変更届	様式第10号
第16条第1項第2号及び第3号	休学（復学、転学、退学、停学）届	様式第11号
第16条第1項第4号	修学資金辞退届	様式第12号
第16条第2項第2号	医師免許取得届	様式第13号
第16条第2項第3号	就職・離職届	様式第14号
第16条第3項	死亡届	様式第15号

#### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月24日規程第12号）

この規程は、平成22年6月24日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規程第2号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月31日規程第10号）

この規程は、鹿角市医師修学資金貸与規則の一部を改正する規則（平成27年規則第20号）の公布の日から施行する。